

神奈川県立神奈川近代文学館
指定管理者外部評価委員会
評価報告書

平成27年 5 月

1 委員会委員（ は委員長及び第1回議長、 は第2回議長）

委員名	職業等	委員区分
石崎 等	日本大学大学院 芸術学研究科非常勤講師	学識経験者
菅野 昭正	世田谷文学館館長	事業精通者
藏本 隆	公認会計士、税理士	経理識見者
錦 昭江	日本史学者、鎌倉女学院中学校・高等学校校長	施設利用者
由里 幸子	文芸ジャーナリスト	行政識見者

2 スケジュール

平成26年10月14日	第1回委員会開催（施設の管理運営状況の総括の確認、選定基準(案)の意見聴取）
平成27年1月20日	非公募により公益財団法人神奈川文学振興会を相手方として、申請要項を配付、質問の受付開始
平成27年3月6日	質問受付終了
平成27年3月20日	申請受付終了
平成27年4月21日	第2回委員会開催（面接評価、協議・評価）

3 評価の実施方法

(1) 会議の公開・非公開について

神奈川県情報公開条例第25条第1号「非公開情報が含まれる事項について調停、審査、審議、調査等を行うとき」に該当すると判断し、第1回委員会及び第2回委員会の協議・評価については非公開とし、面接評価については公開として開催した。

(2) 選定手続きについて

申請書類の受理後、神奈川県県民局くらし県民部文化課において資格審査及び申請内容の確認を行い、神奈川県暴力団排除条例の規定に抵触しないか神奈川県警察本部へ照会した。

(3) 委員会としての評価点について

選定基準に基づき、各委員による仮採点を行った後、各委員の協議により委員会としての評価点を決定した。

4 選定基準

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	指定の基準 (条例、規則)	評価の対象とする 申請書類の 該当箇所	
サービスの向上 (50)	(1) 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	指定管理者としての基本方針等	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方 業務の一部を委託する場合の業務内容等 	5	条例第2条 条例第5条第1号 規則第3条第2号	様式2 - 1 様式4	
	(2) 施設の維持管理	施設及び設備の維持管理の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> 施設の清掃業務、施設及び設備の保守点検業務、受付業務、警備業務等、維持管理業務についての実施方針 文学資料の保存環境、展示環境の維持管理についての考え方 施設及び設備の老朽化への計画的な対応についての考え方 	5	条例第5条第2・3号 規則第3条第1号	様式2 - 2	
	(3) 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金	資料の調査・収集・整理に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> 資料収集の方針等 既寄贈者、将来の新たな寄贈者への対応 資料の整理保存の方針等 	<ul style="list-style-type: none"> より多くの利用を図るために開かれた文学館として実施する事業の実施方針、内容等 より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等 サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等 施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等 利用料金の設定、減免の考え方 	30	規則第3条第2号	様式2 1-3
		展示・閲覧等に関する業務					
(4) 事故防止等安全管理	日常時の安全管理及び緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> 通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容 事故等の緊急事態が発生した場合の対応方針 急病人等が生じた場合の対応（救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等） 	5	条例第5条第2号	様式2 - 4		

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	指定の基準 (条例、規則)	評価の対象 とする 申請書類の 該当箇所
	(5) 地域と連携した魅力ある施設づくり	地域・教育と連携した魅力ある施設づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・地域人材の活用、地域との協力体制の構築及びボランティア団体等の育成・連携の取組内容 ・地元企業等への業務委託による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容 ・教育機関や社会教育施設等との協力・提携の取組内容 	5	規則第3条第2号	様式2 - 5
管理経費の節減等 (30)	(6) 適切な積算 ¹	人件費、施設の維持管理費及び事業実施に要する費用に係る <ul style="list-style-type: none"> ・積算の適切性 ・仕様に定める業務の実現可能性 ・積算単価等の妥当性 ・公の施設としての社会的責任の視点からの積算の妥当性 ・健全経営の視点からの積算の妥当性等 		5	条例第5条第4号	様式3
	(7) 節減努力等 ²	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理料の節減度合いを次の計算式により算出。計算値が配点を超える場合は配点を上限 $\frac{\text{積算価格}^{(1)} - \text{申請者の提案額}^{(2)}}{\text{積算価格}} \times \frac{100}{10}^{(3)} \times 25$ <p> 1 積算価格：県が想定する指定期間内の指定管理料の総額 2 申請者の提案額：指定期間内の指定管理料の総額 3 調整係数 </p>	25	$\left(\begin{array}{c} \text{様式2} \\ - 2 \end{array} \right)$ 記載がある場合		
団体の業務遂行能力 (20)	(8) 人的な能力、執行体制	執行体制及び委託業務のチェック体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を執行するための法人としての専門性等の状況 ・指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況 ・業務の一部を委託する場合の管理・指導体制 	5	条例第5条第3号 規則第3条第1号	様式2 - 1
		人材育成等	<ul style="list-style-type: none"> ・指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況 			
	(9) 財政的な能力	財務状況	<ul style="list-style-type: none"> ・安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い 	5	条例第5条第4号	様式2 様式3 決算諸表等

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	指定の基準 (条例、規則)	評価の対象 とする 申請書類の 該当箇所
	(10) コンプライアンス、個人情報保護、社会貢献	コンプライアンス、事故・不祥事への対応	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、法令遵守の徹底に向けた取組の状況 申請開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無ならびに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況 	5	条例第5条第2号	様式2-3
		個人情報保護の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況 			
		社会貢献への取組	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況 法定雇用率の達成状況等、障がい者雇用促進の考え方と実績 C S R、社会貢献活動の考え方と実績 			
(11) これまでの実績	管理運営等の実績	<ul style="list-style-type: none"> 管理運営等の実績の状況 	5	条例第5条第3号	様式2-4	

¹ 「適切な積算」の評価について

積算に重大な誤りがある、または、積算の内容が法令の規定に抵触している場合は、選外となります。

積算に重大な誤りはありませんが、指定管理業務の実施への支障や地域への悪影響が懸念される場合、「適切な積算」の評価を0点とすることがあります。

² 「節減努力等」の評価について

「適切な積算」において満点である5点をえた場合にのみ評価します。

計算式の算定結果が「節減努力等」の配点を超える場合でも、「節減努力等」の配点が上限となります。

5 評価結果

外部評価委員会において厳正な評価を行った結果、提案者の評価は次のとおりであった。

団体名（所在地）	大項目別点数			合計点
	サービスの向上	経費の節減	団体の業務遂行能力	
公益財団法人神奈川文学振興会（横浜市）	49	6	17	72

6 提案概要及び評価の内容

提案者	公益財団法人 神奈川文学振興会
-----	-----------------

(1) 提案の概要

(利用者サービスの向上について)

【指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等】

運営方針、考え方

重点ポイント

- ・さらに開かれた文学館を目指して、年齢層や専門度などに応じた文学に親しむ機会の提供。幅広いジャンルのイベントの開催、若年層の獲得等を心懸ける。
- ・一層の外部連携の促進のため、県内の中・高校や公立図書館との連携強化、ライトノベルやコミックの出版社等との連携による若年層動員、国内文学館との交流の促進を図る。
- ・画像アーカイブの構築、インターネット公開、学校教育での活用による、館蔵資料のさらなる活用を行う。

基本スタンス

資料の収集・整理・保存・公開を継続し、展覧会や講演会・朗読会などのイベントを開催する。

業務委託は、専門性の高い部門は外部に委託し、根幹業務にノウハウ等を重点的に投入

【施設の維持管理】

維持管理業務は、施設の公共性を従事者全員が認識し、運営に支障がないよう配慮した上で、経費節減について努力する。

開館日・開館時間の柔軟な運用を行い、貸館手続きの簡略化による利便性の向上や、高齢者に配慮した個別対応を継続する。

資料の保存・展示環境の維持管理の考え方

保存：資料を良好な状態で後世に伝えるため、新技術の吸収に努め、その性質に適した環境、保存方法をとる。

展示：観覧者への利便性を確保しつつ資料への負担を最小限に抑える。

施設の老朽化については、増収益を経費に充てて予防的な修繕を実施し、施設の長寿命化を図る。

【利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金】

資料の収集は、今後も寄贈中心による収集を継続。神奈川ゆかりの作品、児童文学、大衆文学資料の充実を図る。

寄贈者とは相互理解に努める。また、信頼関係の継続に向け、管理体制の充実・強化に努め、著作権、個人情報保護に配慮する。

整理保存は、収蔵スペースの有効利用のため、3冊目以降は図書館等と共同受贈をすすめる。専門的なニーズにも対応可能な検索データベースの充実を図り、デジタルデータ原稿の整理保存も行う。防災対策を強化し、保存用品の研究等も重ねていく。

事業の実施は、春と秋の特別展を中心に、年間を通じて魅力的な催事を実施する。商業

ベースではできない企画で差別化を図り、教育機関や民間企業とも積極的に連携・コラボレーションをしていく。

事業内容は、集客をめざす展示（人気作家の個人展、幅広い年齢層を意識した企画）、独創性のある展示（独自のテーマ展等）、神奈川近代文学館ならではの展示（愛好家をひきつける個人展等）などを企画・実施。また、外部との共催の可能性を探り、パッケージ展の全国の文学館への販売を強化する。

展示は、専門性を保持しつつ、コミックとのコラボなど間口を広げる工夫をし、若年層の文学振興を図る。

広報・PR活動は、交通広告等の充実やマスコミとの連携による広報に努め、地域の情報誌等への働きかけなど、広報手段の充実を積極的に行う。

利用者ニーズ・苦情の把握、反映の仕組み

- ・来館者アンケート、利用者満足度調査、友の会の集い等により意見を把握
- ・総務課が集計・報告を行い、事務局定例会で結果を受けた企画立案
- ・理事会・懇話会での審議を経て、正式な企画及び予算案を作成

自主事業は、紙の刊行と配布、各種講座や文芸映画の上映会の開催、「かなぶんキッズクラブ」と題した子供向けイベントの充実を図る。また、友の会、支援する会、収集スペース見学などの取組みを行う。

料金設定、減免の考え方

- ・条例や規則の範囲内で、収支バランスや類似施設の料金を参考に設定
- ・若年層や高齢者には、過度の負担を求めないよう配慮している。
- ・減免基準に従い、中学生以下無料、高・大性の授業利用や、障がい者とその介護者などの料金を免除している。

【事故防止等安全管理】

通常業務に関しては、常に危機意識を持ち、資料の盗難・汚損・破損防止（施錠・入退室管理の徹底、落下防止ネット、紫外線防止策等）や、利用者に係る事故防止（床のノンスリップ加工、ガラスの飛散防止等）を実施している。

緊急事態・急病人等への対応は、「危機管理マニュアル」、「激震発生当日マニュアル」を作成し、各マニュアルには職員全員の役割を記載。防災訓練を年2回以上実施し、防災意識を高めている。

【地域と連携した魅力ある施設づくり】

地域人材の活用、地域との協力体制

- ・山手地区の博物館・洋館、元町商店街、横浜中華街、中区・西区の美術館・博物館等と連携し、動員を図る。
- ・県博物館協会、幹事館を務めている県図書館協会と連携し、地域に密接した共同事業の可能性を探る。

教育機関等との連携は、中・高校におけるパネル展やデジタルアーカイブの授業での活用、教員向け研修の実施、県高校文化連盟図書専門部や県内・外の大学とのイベント共催等により文学館への理解を深め、利用促進を図る。

(管理経費の節減等について)

提案額

県積算価格 2,005,855千円(1年あたり 401,171千円)

提案額 1,997,830千円(" 399,566千円)

節減額 8,025千円(" 1,605千円) 節減率 0.4%(1点)

- ・増収益は全額を維持費や修繕費などの自館公益事業に支出(9年間で3千5百万円超)
- ・こうした予見的措置は、施設の長寿命化に役立ち、緊急工事や大規模修繕による県費負担を軽減している。
- ・財団発足当初から、文学関係者、各出版社からの信頼を勝ち得てきたことで、寄贈中心の収集を実現している。

(団体の業務遂行能力について)

【人的な能力、執行体制】

法人としての専門性

- ・文学者中心の理事会が方針を決定し、事務局がそれに従い事業を実施、各ジャンルの文学者、有識者等による評議員会が運営のチェックを行っている。
- ・支援組織として90人程度の文学者、有識者による懇話会を有し、協力を得ている。

人員配置

- ・事務局は、27名のマルチスキルを持つスタッフで構成
- ・統括管理・企画普及を行う総務課、図書館・資料館業務を行う資料課、博物館業務を行う展示課がある。
- ・学芸員有資格者10名、司書有資格者10名(重複所有者4名)

委託業務の管理・指導體制

- ・契約書又は請書を受領した後、総務課主導で管理
- ・担当課職員だけでなく、総務課執行担当者、総務課長が履行確認

人材育成・職員採用の状況

- ・部署間で異動を行い、広い視野を持つ人材を育成。各分野を経験の後、適材適所の配置を行い、スペシャリストとして経験を積む。
- ・チーム作業により専門性を継承し、外部研修等には積極的に派遣する。
- ・計画的な人員採用で世代間の平準化を図る。定年退職者の活用も重視する。

【コンプライアンス、個人情報保護、社会貢献】

企業倫理、諸規定の整備等の状況

- ・公益財団法人として諸規定を整備し、制度に対応した役員及び評議員の体制を整備している。
- ・監査機関を設置して監査を実施しており、今後も適正な資産管理・運営に努める。
- ・各課責任者が定例会議を週1回実施。議題は職員に指示伝達し、速やかに事務に反映している。
- ・労働基準関係法令の職員教育等を実施し、業務の安全推進に努める。

過去3年間に重大な事故・不祥事は、発生していない。

個人情報保護法及び法人として制定した個人情報保護規定を遵守し、適正な処理を行っている。また全課に個人情報保護推進担当者を設けている。また、不慮の事故に備え保険に加入しており、今後も継続する。

環境への配慮については、省資源・省エネルギー（人感センサー設置やLED証明への転換等）、温室効果ガスの抑制（屋上緑化等）、廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進（グリーン購入、会議室利用者にゴミ袋を販売等）を実施している。

障がい者雇用を積極的に行っている県内の民間企業へ、優先的に業務を発注している。

CSR、社会貢献活動の考え方と実績

- ・専門分野におけるCSRとして重要なものは、県内における文学及び芸術普及活動の活性化と、文字活字文化振興の一環である読書推進活動の普及拡大であり、展覧会や講演会等の開催や地域の文学資料の蒐集等により社会的責任を果たしていく。
- ・冬の閑散期に周辺施設や企業と合同で「山手芸術祭」に参加、その他の地域振興活動や観光客の誘致活動にも参加している。
- ・「子ども110番」で児童の避難場所に登録しているほか、通学時間帯の周辺通学路の見回りや、通勤・通学路の除雪、災害時用に約200人分の飲料・食料の備蓄を行っている。

【これまでの実績】

第2期の事業等の実績（年平均）

- ・展覧会入館者数 38,040人（第1期 32,028人）
- ・利用料金収入 12,865千円（第1期 8,747千円）
- ・事業収入 6,531千円（第1期 5,865千円）
- ・資料収集（寄贈） 15,083件（第1期 16,477件）
- ・資料収集（購入） 1,833件（第1期 2,605件）

維持管理の実績

- ・仕様書の水準に従い、良好に施設を管理し、管理業務を遂行した。

(2) 外部評価委員会の採点結果

大項目	小項目	評価の視点	配点	各委員による 仮採点結果				委員会としての 評価点
				A	B	C	D	
サービスの向上	指定管理者としての基本方針等	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方 ・業務の一部を委託する場合の業務内容等 	5	5	5	5	5	5
	施設及び設備の維持管理の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の清掃業務、施設及び設備の保守点検業務、受付業務、警備業務等、維持管理業務についての実施方針 ・文学資料の保存環境、展示環境の維持管理についての考え方 ・施設及び設備の老朽化への計画的な対応についての考え方 	5	5	5	4	4	5

大項目	小項目	評価の視点	配点	各委員による 仮採点結果				委員会と しての 評価点
				A	B	C	D	
サービスの向上	資料の調査・収集・整理に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> 資料収集の方針等 既寄贈者、将来の新たな寄贈者への対応 資料の整理保存の方針等 	30	30	30	30	24	30
	展示・閲覧等に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> より多くの利用を図るために開かれた文学館として実施する事業の実施方針、内容等 より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等 サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等 施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等 利用料金の設定、減免の考え方 						
	日常時の安全管理及び緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> 通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容 事故等の緊急事態が発生した場合の対応方針 急病人等が生じた場合の対応（救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等） 	5	4	4	5	5	5
	地域・教育と連携した魅力ある施設づくり	<ul style="list-style-type: none"> 地域人材の活用、地域との協力体制の構築及びボランティア団体等の育成・連携の取組内容 地元企業等への業務委託による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容 教育機関や社会教育施設等との協力・提携の取組内容 	5	4	5	4	4	4

大項目	小項目	評価の視点	配点	各委員による 仮採点結果				委員会と しての 評価点
				A	B	C	D	
管理経費の節減等	人件費、施設の維持管理費及び事業実施に要する費用に係る ・積算の適切性 ・仕様に定める業務の実現可能性 ・積算単価等の妥当性 ・公の施設としての社会的責任の視点からの積算の妥当性 ・健全経営の視点からの積算の妥当性等		5	5	5	5	5	5
	・指定管理料の節減度合いを次の計算式により算出。計算値が配点を超える場合は配点を上限 $\frac{\text{積算価格}^{(1)} - \text{申請者の提案額}^{(2)}}{\text{積算価格}} \times \frac{100}{10}^{(3)} \times 25$ 1 積算価格：県が想定する指定期間内の指定管理料の総額 2 申請者の提案額：指定期間内の指定管理料の総額 3 調整係数		25					1
団体の業務遂行能力	執行体制及び委託業務のチェック体制	・業務を執行するための法人としての専門性等の状況 ・指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況 ・業務の一部を委託する場合の管理・指導体制	5	4	4	4	3	4
	人材育成等	・指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況						
	財務状況	・安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い	5					4

大項目	小項目	評価の視点	配点	各委員による 仮採点結果				委員会と しての 評価点
				A	B	C	D	
団体の 業務遂行能力	コンプライアンス、 事故・不祥事への対応	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、法令遵守の徹底に向けた取組の状況 申請開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無ならびに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況 	5	4	4	5	4	4
	個人情報保護の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況 						
	社会貢献への取組	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況 法定雇用率の達成状況等、障がい者雇用促進の考え方と実績 CSR、社会貢献活動の考え方と実績 						
	管理運営等の実績	<ul style="list-style-type: none"> 管理運営等の実績の状況 	5	5	5	5	5	5
合 計			100					72

(3) 評価講評

総合的に判断して、指定管理者候補にふさわしいと評価した。

評価できる内容については、次のようなものがあった。

文学館として全国レベルに達しており、先端を走っている。所蔵資料のみでなく展覧会の内容も、研究者から見ても良い。アウトリーチでは中核となっており、実績については充分である。

提案からは、神奈川県ゆかりの文学資料を中心とした文化遺産を後の世代に伝えようというポリシーも感じられ、情熱もある。

今後「さらに開かれた文学館」を目指すという提案に期待が持てる。「文学館」というものが、言葉、ものを考える姿勢、想像力などについて、広げていける可能性を持つ施設であるという希望を抱かせた。

最近では万事に効率が重視される傾向があるが、このような施設は貴重であり頑張ってほしい。

懸念される内容としては、次のようなものがあった。

人材育成や採用については、あまり具体的な提案がなされなかった。世代交代を見据えて、今からゆとりを持って取り組んでいくべきである。

財政状況については、まだ余裕があるとは言えず、職員のみでなく理事等がともに改善のために努力されることを期待する。

7 議事概要（主要論点）

< 評価の過程 >

(2) 施設の維持管理

(D委員) 4点とした。鎌倉文学館など他の指定管理者制度を取り入れている施設の中には、財団等とビルの管理会社の共同事業体による指定管理を行っているところがある。申請者の場合は、管理業務の一部は外部委託をしているようだが、共同事業体のような形態を検討するなど、工夫・改善の余地があるのではと考えた。

(C委員) 老朽化対応について、利用料金収入の増収益を充てるというのは具体性に欠けると感じた。30年目を迎えるにあたり、費用対効果など含めた具体策があっても良いと考え、4点とした。現状に問題はないので、委員会として5点で異存ない。

(B委員) 老朽化対策は申請者のみで担うのではなく、県との役割分担があり、申請者は細かな維持管理を行っていくことになる。共同事業体による維持管理の検討はあっても良いと思うが、申請者の役割である部分については、今回の提案で良いと考えた。

(議長) それでは、5点としたいがよろしいか。(各委員了承を受け、) 5点とする。

(4) 事故防止等安全管理

(B委員) 安全対策に「パーフェクト」ということはないと考えた。想定以上のことが起こるので、そういう点まで考え、常に努力していただきたいという思いで4点とした。

(A委員) 現指定管理期間中に東日本大震災があったが、震災を踏まえた今後の覚悟について触れられなかった点にやや不満だったため、4点とした。

(D委員) 過去の実績を見て事故等がないので5点としたが、努力を怠らないようにという主旨は理解でき、十分に意義のあることと思う。

(C委員) 書庫などを拝見し、保存資料が災害にあわないよう細かな対策が取られていると知り、次善の対策ができていると考え、5点とした。

(議長) 過去の実績と東日本大震災の際にも、破損その他事故がなかったという点を考慮し、5点とする。

(9) 財政的な能力

借り入れや赤字などがある状況ではないが、まだ財政的に余裕があるとは言えない。また、収入面では、まだ改善の余地があると考えた。

(10) コンプライアンス、個人情報保護、社会貢献

(C委員) コンプライアンス、個人情報保護については、この位の規模の施設であればある程度整っていると考えた。ただ、社会貢献に関しては具体性に欠け、4点か5点で迷って5点としたものなので、4点で異存ない。